

「放課後児童支援員に係る都道府県認定研修ガイドライン」に係るQ & A（新規分）

【平成29年3月31日現在】

No	該当項目	質 問	回 答
1	研修項目・科目及び研修時間数（24時間）等	<p>「平成28年度の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）では、「認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができる」とされているが、</p> <p>①「認定資格研修の科目と同等以上の内容」とは具体的にどのような内容か。</p> <p>②「放課後児童支援員等資質向上研修等」はどのような研修を想定しているか。</p> <p>③受講したとみなすことができる研修の受講期間はいつまで遡って対象となるか。</p>	<p>①基本的に、科目、講義内容、講義教材、講義時間数、講師等を勘案して、都道府県において、認定資格研修ガイドラインに定める講義と同一若しくはそれ以上の内容・水準であると判断される場合を想定している。</p> <p>なお、「みなす」仕組みを導入するかどうかは各都道府県において必要に応じてご判断いただきたい。</p> <p>②国庫補助事業である「放課後児童支援員等資質向上研修事業」のほか、自治体独自で実施（委託による実施を含む）する研修を想定している（自治体以外が実施する研修は含まない）。</p> <p>③科目や講義内容等も様々であることから、一律に対象となる受講期間をお示しすることは難しいが、現行実施している認定資格研修によって得られる直近の知識・技能と同等以上のものを得るに必要な研修内容であったかどうか等を勘案し、判断されたい。</p>
2		<p>「平成28年度の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）では、「認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができる」とされているが、その考え方如何。</p>	<p>既に「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインに係るQ & A」（第2版）により、国の健全育成指導者養成研修を受けた場合には、認定資格研修を受講したものと認定して差し支えないこととしているが、さらに、実際に講師をしていただいて、その講義内容から、都道府県において当該科目を受講したのと同様又はそれ以上の知識・技能を有するとみなすことができると判断した場合は、認定資格研修を受講したものと認定して差し支えないとしたものである。</p>